

大磯町監査公表第 16 号

監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 12 日

大磯町監査委員 脇 國廣

同 奥津 勝子

監査結果報告書

1. 監査の種類
定期監査

2. 監査の対象部課等
教育部学校教育課

3. 監査の範囲及び事務
平成30年4月1日から平成30年9月30日までに執行された平成30年度の財務に関する事務及び事務事業の執行

4. 監査の実施期間
平成30年10月30日から平成30年11月29日まで

5. 監査の方法及び監査項目
平成30年度大磯町監査基本計画に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、また、職員の働き方改革にも着目し、監査を実施した。
なお、監査に際しては、監査対象課である学校教育課より監査説明書、事前調査書及び関係書類の提出を求め審査するほか、関係職員の説明を求め監査を実施した。

6. 所掌事務の概要
教育委員会の運営、教育行政の企画・調整、学校教育施設の管理及び整備、小・中学校の運営、学校給食、教育相談、児童及び生徒の就学等に関する事務等を行っている。

7. 監査の結果
平成30年度に係る財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(要望)

- ・給食設備の故障により緊急的に設備更新が行われたが、設備の不良等により業務等に支障を来さないよう、リスク管理の視点をもって計画的に維持補修や更新等に努めていただきたい。